

東山田小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は横浜市立東山田小学校PTAといい、事務所を当校内に置く。
- 第2条 本会は、保護者と教職員とが協力し、学校・家庭・地域社会の中で児童の生活環境を高め、健全な成長を図る事を目的とする。
- 第3条 本会は児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (1) 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような活動は行わない。
 - (2) 本会又は、本会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
 - (3) 教職員人事、学校運営には干渉しない。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。
- (1) 東山田小学校に在籍する児童の保護者及び、教職員。
 - (2) 会員は、全て平等の権利と義務を有する。
 - (3) 会員は、PTA連絡協議会（区P連、市P連、県P、日P）の会員となる。
 - (4) 会員は、会費を納めるものとする。

第3章 会 計

- 第5条 本会は、会費、その他の収入によって活動する。
- 第6条 本会の活動は、全て総会で議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会に報告され承認される。
- 第7条 会費は、一世帯月額300円とする。但し、月途中の転入出については1日 現在の在籍を基準とする。
- 第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1. 会長 | 1名（保護者） |
| 2. 副会長 | 2名（保護者） |
| 3. 会計 | 3名（保護者2名・教職員1名） |
| 4. 書記 | 7名（保護者6名・教職員1名） |

5. 会長は、必要に応じて本部事務局を設置し、若干名の局員を任命できる。
ただし、役員の数人は、その時世に応じて変更することができる。

第10条 役員の数人は、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。但し、会計においては同職2年までとするが、その他役職については再任を妨げない。

会長に欠員が生じた時は、副会長のうちより協議の上、就任する。

会長以外の役員に欠員が生じた時は協議の上、運営委員会において選出する。

欠員補充で就任した役員の数人は、いずれも前任者の残任期間とする。

第11条 役員の数人は次の通りとする。

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 会長 | 本会を代表し、会務を総括し会議を召集する。 |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長が不在の時はその代理を務める。 |
| (3) 会計 | 本会の会計を務める。 |
| (4) 書記 | 記録、通信、庶務を務める。 |

第12条 役員の数人は、役員等推薦係をつくり、次年度の役員等の候補者を推薦する。

推薦係及び役員の数人は、係の細則に定める。また活動については、活動規定に準ずる。

第13条 本会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 会計監査 | は推薦により選出され、任期は1年とする。 |
| (2) 会計監査 | は、本会の会計を監査し、総会でその結果を報告する。 |
| (3) 会計監査に欠員が生じた場合は、 | 第10条に準ずる。 |

第5章 会 議

第14条 会議は、総会、本部役員会、運営委員会の3種とし、総会を定期総会と臨時総会に分ける。

第15条 総会は会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

- (1) 総会の議長は、その総会の出席者の中から選出する。
- (2) 総会の定足数は、会員の5分の1以上とする。但し、委任状をもって出席にかえる事ができる。
- (3) 議会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長に一任する。
- (4) WEB 表決にて議事の承認を得ることで総会とする。

第16条 定期総会は、年度はじめに1回召集され、次の事項を議決する。

- (1) 前年度事業報告及び決算報告の承認に関する事。
- (2) 本年度事業計画及び予算案の承認に関する事。
- (3) その他、必要事項を処理する。

第17条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上から会議の請求があった時、会長が召集する。

総会を召集するには、会員に対し総会の日時、場所及び会議の目的を示して、およそ1週間前に通知する。

第18条 運営委員会は、総会の議決に従って次のとおり活動する。

- (1) 役員会によって立案された事業及び予算を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議案書・報告書を調整する。
- (3) 必要ある場合は、細則を制定しまた改正することができる。制定・改正結果については、次期総会において報告する。

第19条 運営委員会は、会長が随時開くことができる。

状況によっては会長または副会長が校外係を招集することができる。

第6章 規約の変更

第20条 この規約は、総会において参加者3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は事前にその内容を会員に通告しておかなければならない。

附 則

この規約は平成13年5月17日から実施する。

平成14年2月14日一部改正。

平成17年5月25日一部改正。

平成17年12月19日一部改正。

平成23年1月13日一部改正。

平成24年2月16日一部改正。

令和3年2月9日一部改正。

令和4年5月30日全改正。

令和4年11月22日一部改正